

鳥取県エコファーマーマーク使用規程

鳥取県

(目的)

第1条 この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を鳥取県知事（以下、「知事」という。）に提出し認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である別添の府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマーは、東部農林事務所長（八頭郡に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）に「エコファーマーマーク使用届出書」（様式第1号）を提出するものとする。

なお、エコファーマーの導入計画認定申請時に届け出る場合は、鳥取県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成20年1月28日付農林水産部長通知）（以下「要領」という。）の「導入計画認定申請書」（様式第1号）にマーク使用希望を記載することで、「エコファーマーマーク使用届出書」（様式第1号）を提出したものとみなすものとする。

2 第1項の届出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届出ることができる。

(使用の方法)

第3条 前条によりマークの使用届出をした者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等（以下「包装容器等」という。）に表示することができる。

2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、みだりに改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。

3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。

4 前項の場合、別添の使用細則の使用例に基づき、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。

(1) 本県名

使用フォント等は、生鮮食料品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省

告示第514号)に準じ、8ポイントの以上の統一のとれた活字とする。

(2) エコファーマー認定番号

(3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行っています」「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

(4) 別紙2に定めるエコファーマーと、マークに関する説明文(ただし、スペースの関係で記載することが難しい場合には、説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載してもよい。)

5 その他の使用に係る事項は、使用細則のとおりとする。

(マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は、導入計画の認定を受けている期間かつ登録商標第4782968号の商標所有期間である平成36年7月2日までに限る。

(マークの使用料)

第5条 マークの使用料は徴収しない。

(使用状況の報告)

第6条 第2条によりマークの使用を届け出た者は、認定期間終了後又は認定導入計画の中止後遅滞なく要領の「実施状況報告書」(様式第10号)又は「認定導入計画中止届出書」(様式第6号)のマーク使用実績欄に記載し、所長に提出するものとする。

また、認定期間中における商標権存続期間満了時又は県が請求した場合には遅延なく「エコファーマーマーク使用状況報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(県の指導)

第7条 知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行うものとする。

2 知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行うことができる。

(使用の禁止)

第8条 所長は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、その使用を禁止させることができる。

(1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合

(2) 第6条に基づく、県の請求した使用状況報告書が提出されない場合

(3) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

2 使用の禁止は、「エコファーマーマーク使用禁止通知書」(様式3号)により通知する。

(損失補償等の責任)

第9条 県は、当該許可案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

附則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

この改正は、平成26年7月3日から施行する。

ただし、改正前の第2条第2項に基づきマーク使用を許可された者については、改正後の第2条第1項の「エコファーマーマーク使用届出書」（様式第1号）を提出したものとみなす。